

第7回熊本県「無らい県運動」検証委員会会議録

日 時：平成 25 年 10 月 11 日（金）午後 6 時～午後 8 時

場 所：菊池恵楓園やすらぎ総合会館

出席者：※敬称略

委員長／内田博文	九州大学名誉教授 神戸学院大学教授
委 員／志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長代行
遠藤隆久	熊本学園大学教授
泉 潤	熊本日新聞社論説委員
協力員／齊藤 真	僧侶・ハンセン病市民学会事務局次長
	浄土真宗本願寺派光尊寺住職
塚本 晋	県立宇土高等学校非常勤講師
岡田行雄	熊本大学教授
本田清悟	熊本日新聞社編集局社会部次長兼編集委員
楠本佳奈子	熊本日新聞社編集局社会部記者
森 紀子	熊本日新聞社編集局熊本総局記者
事務局／白濱良一	熊本県健康福祉部健康局局长
山内信吾	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長
中島洋二	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課審議員
吉原 繁	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課疾病対策班主幹
柳田篤伺	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課疾病対策班参事

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康福祉部健康局長あいさつ
- 3 議題
 - (1)委員会の公開について
 - (2)熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書の原稿について
 - (3)その他

【1 開会】

(進行／中島洋二 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課審議員)

ただいまから「第 7 回無らい県運動検証委員会」を開始いたします。まず熊本県健康福

祉部健康局局長の白濱よりご挨拶を申し上げます。

【2 熊本県健康福祉部健康局長あいさつ】

(白濱良一 熊本県健康福祉部健康局局長)

本日は週末の夜にもかかわらず、熊本県無らい県運動検証委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、5月に開催されましたハンセン病市民学会など、ご多忙の中、県文書の分析作業、ご執筆、調査にご尽力いただきまして、改めて感謝を申し上げます。本日の委員会におきましては、先月末までに皆さまにご提出いただきました報告書の原稿内容につきまして、ご検討をお願いする予定となっております。この検証作業につきましては、ご多忙中にもかかわらず委員長、各委員および各協力員のご理解とご努力によりまして、ここまで進めさせていただいております。県といたしましても、今年度末の検証記録の取りまとめにつきまして最大限の努力をしてみたいと思いますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(中島審議員)

ここで本年4月の人事異動により事務局職員に変更がございますので、ご紹介いたします。ただ今ごあいさつしました健康福祉部健康局局長の白濱でございます。健康づくり推進課課長の山内でございます。次に健康づくり推進課主幹の吉原でございます。また、昨年度に引き続きまして柳田と私、中島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行は設置要項第五条の規定により内田委員長にお願いします。

【3 議題】

(1) 委員会の公開について

(内田委員長)

最初の議題は「委員会の公開について」となっているので、事務局よりご説明をお願いします。

(吉原 繁 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課疾病対策班主幹)

本日の会議においては、熊本県情報公開条例第七条各号に規定する不開示情報に該当すると思われる条項についての審議は予定していないので、会議を公開することとし、傍聴を許可することといたしたい。

(内田委員長)

ただいまご説明のあったとおり、本委員会は公開ということによろしいか。

(委員・協力員)

了解。

(内田委員長)

それでは公開ということ審議を進める。

(2) 熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書の原稿について

(内田委員長)

議題 2 は「熊本県無らい県運動検証委員会報告書の原稿について」である。県から報告をお願いする。

(柳田篤伺 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課疾病対策班参事)

本日お配りしている資料について、まず資料 1 は今週中にいただいた原稿を章立ての順番でコピーしているものである。委員および協力員に先週郵送したのものから資料が数編追加となっている。また、その他に 3 種類の資料をお配りしている。まず一つ目が泉委員ご執筆の「優生保護法の制定」、次に小松委員ご執筆の「医学者の責任」、あと塚本協力員よりご配付の書類 1 枚である。

(内田委員長)

それでは提出のあった原稿順に各執筆者よりご報告をお願いしたい。まず最初に泉委員の「本妙寺事件」からお願いする。

(泉委員)

以前、「検証ハンセン病史」で取材した内容に、今回は特に「もらい子殺し事件」を加えている。「検証ハンセン病史」の際にも調べたが、これは誤解を招く可能性もある事件なのでもっと調べてからと思い、その際は掲載から外した。今回はいい機会だと思い調べ直した。38 ページは当時の九州日日新聞の記事を中心に構成している。「もらい子殺し事件」とは、養育費付きで養子として育てた子が亡くなって、その遺体が熊本医科大に売却され、当時の九州日日新聞では「鬼畜夫婦」「幼児干殺し」などと猟奇的に報道された事件である。ただ、養親はもらい子に麦の粉と砂糖を湯で薄めたものを与えているので、殺意のある殺人ならばそんなことはしないわけで、栄養価は低かったにしろ、養育をまったく放棄していたわけではない。養育の目的は、もらい子を育て上げて商家などに奉公に出して仕送りを受けるためであるので、その子を殺してしまっただけで元も子もないわけである。これについては実際に本妙寺事件で栗生楽泉園に収容された男性が、育て上げた子どもから仕送りを受けて裕福な暮らしを送っていたという記述が栗生楽泉園の自治会史『風雪の紋』に掲載されている。また、九州日日新聞によると、最初に逮捕された容疑者夫婦に育て上げられて飲食店に勤めていた養子が面会に訪れたという記事もあることから、そのような状況を考えると、養育能力の低さは分かっても、明確な殺意を証明するのは非常に難しい。実際この事件は送検までは記事が掲載されているが、その後は起訴されたのかどうかさえも記事がなく分からない。熊本地裁にも現在、裁判資料は残っていない。

この事件が起こったのは 1937 年（昭和 12 年）だが、その 2 年前の 1935 年にも恵楓園の医官で本妙寺集落に調査に入った内田守が、「貰児の哺乳児にて重症な栄養不良に陥れるもの多かりしは社会問題なるべし」と指摘している。これは刑事問題として処分するよりも、まず貧困、社会福祉問題として対応すべきものであったのだろう。当時、本妙寺集落の“浄化”を唱えたのは方面委員、今で言う民生委員である。本来ならば方面委員が担当

すべき問題である。にもかかわらず、集落を担当していた方面委員の十時は、「社会悪事件」を把握していなかったという謝罪はしているが、それをハンセン病問題にすりかえて、本妙寺集落の浄化が進まなかったのは行政の事なかれ主義によるものと批判、「之を契機として機を失せず県市当局を動かし（浄化を）実現せられたならば悪病毒感染の恐れもなくなり」と、患者が関係していない事件を患者の集住問題にすり替えて、“浄化”を唱えている。もらい子事件では、逮捕された容疑者の中にハンセン病患者は含まれていない。にもかかわらず、それがハンセン病の浄化の問題にすり替えられるというのが、本妙寺事件の筋になったのだろう。そして、本妙寺集落はこのことで悪いレッテルを貼られてしまった。

この事件は1982年発行の『熊本県警察史第二巻』に記述されているが、内部資料が全然なくて九州日日新聞の記事を要約しただけ。しかも最初に逮捕された夫婦が70人もの乳児を殺したと書いてあるが、実際亡くなった子の人数は7名。本妙寺集落で亡くなったすべての子どもを合わせたら70名であって、明らかに記事自体を誤読した内容が書かれている。送検後の処分は資料がなく不明としながら殺人事件と決めつけて書いている点など、公刊史として極めてずさんな記録であるという印象を受けた。

本妙寺集落で自治活動を行っていた「相愛更生会」は犯罪者集団であったかのようになっているが、実際はそんなことではなくて、恵楓園でも、本妙寺集落から園に入った人たちが本妙寺集落の自治を手本にして園の自治会を創設した。本妙寺集落の自治活動は、むしろ自由の地を求めた先駆的な活動だった。

その後、栗生楽泉園の重監房の廃止をめぐって、光田健輔が一松貞吉厚生相宛ての嘆願書に「不良癩患者に反省を促せしのみならず、熊本市本妙寺癩部落の一扫の如き本邦永年の懸案解決したがるが如き又各大都市を中心として不良徘徊する不良癩患者の激減は実に栗生楽泉園の特別病室（重監房）設けありしに因るもの」と書いている。結局、懲戒検束権あるいは重監房設置の正当性を主張するにあたって、療養所側にとっては相愛更生会や本妙寺集落が犯罪者集団、不良患者の集まりがなければ不都合だったことにつながったのではないかと捉えている。

塚本協力員からのご指摘である無らい県運動のスタートが愛知県かどうかということについて、小松先生はどのあたりに書かれているのか。

（塚本協力員）

小松委員は50ページに、「この数値からも愛知を「無癩県運動」の魁とする通説には疑問も残る」と書かれている。

（泉委員）

たしかに、愛知県の方面委員が長島愛生園を見学に行き始めたということになっているが、この時代は長島愛生園はまだ完成していない。そういう意味ではこのところはまだはっきりしないので、小松先生と打ち合わせて調整したい。

（塚本協力員）

癩予防協会の表記だが、九州日日新聞と九州新聞とで違って、一方が熊本市癩予防

協会、もう一方が熊本県癩予防協会となっている。

(泉委員)

「本妙寺癩部落一掃の記録」では、確か熊本市癩予防協会になっている。

(塚本協力員)

小松委員の原稿によると県の予防協会の成立経緯については、はっきりしていないし、私が担当した戦後の方でもはっきりわからなかった。これは後日すり合わせを行った方がよいのではないか。

(泉委員)

たしかに熊本市癩予防協会になっているが、中に県も入っている。これも後日調整したい。

(内田委員長)

それでは次に「菊池事件」について、岡田協力員からお願いします。

(岡田協力員)

資料では 52 ページから、「無らい県運動と菊池事件」というタイトルをつけた。菊池事件は第二次無らい県運動、つまり戦後の無らい県運動が背景にあるということが多くの文献で指摘されている。しかし、熊本県における第二次無らい県運動が菊池事件、それに関する刑事手続きにどのような影響を与えたのかは、必ずしも十分に検証されてきたわけではない。これを今稿の主旨とし分析を行った。ただし、資料の制約が大変大きいため、2、3、4 と分けた節のうち、2 ではこの委員会を通して開示していただいた熊本日日新聞の記事に基づいて、その影響を分析した。3 では志村委員と坂本牧師に直接うかがったお話に基づいた分析を行っている。最後の 4 では、菊池事件の再審請求を検察官に要請した際の要請書の中で、当時の事件関係者の供述録取書から引用されている文章に見える影響を分析している。少なくとも 3 点、第二次無らい県運動が菊池事件の刑事手続きに与えた影響がある。マスメディアの報道を通した菊池事件に関する刑事手続き全般に及んだ影響、そして捜査機関による捜査自体がまさに無らい県運動に影響されたものであると言えるのではないだろうか。そして 3 点目、しかも無らい県運動は当時の菊池事件に関わった人々にも当然影響を与えている。

非常に限定された資料に基づいて検討せざるを得なかったわけだが、そういった限定された資料の中でも、これだけの影響があったということは否定できないのではないかと考えてまとめた。これは国宗協力員の検討を踏まえて加筆および修正をさせていただければと思っている。よって、あくまで現時点での提出原稿は、私と私のゼミ生とともに明らかになったお話を基に執筆した最低限のものであるとご理解いただきたい。

(塚本協力員)

53 ページ目の「X 氏が B 氏殺害の嫌疑で逮捕された翌日の 1952 年 7 月 13 日の記事は、…」のところだが、当時の熊日はその日の夕刊が翌日の日付で出されている。日付は 7 月 13 日となっているが、一度確認された方がいいと思います。

(岡田協力員)

もし文中に注釈を打つことが許されるのであれば、その形で対応したい。

(内田委員長)

続いて「菊池医療刑務支所の開設」について、泉委員より報告をお願いしたい。

(泉委員)

療養所の中では、1916年の法律「癩予防に関する件」の法改正で裁判を経ずに入所者を処罰できる懲戒検束権が与えられた。本妙寺事件の項でも発言したが、各療養所内に監禁室が設置され、その最たるものとして栗生楽泉園に重監房（特別病室）が作られ、大変な人権侵害が行われた。戦後になり重監房廃止が決まったが、重監房提唱者である光田健輔はこれに反対した。非常に反発をしたために、それに代わる施設として医療刑務支所案が持ち上がってきた。それともう一つ、戦後になって園内で民主運動が高まったために療養所側はそれを警戒、そのために治安維持施設としての重監房に替わる監禁施設が必要だという意識を持っていた。これについて厚生省は、GHQの「本人又は他の患者の療養を妨げる様な組織を作って団体的行動をしてはならない」「会合をしてはならない」という勧告を後ろ盾として得た。1949年8月には法務省と厚生省との協議で、療養所内に取り調べと審判のための特別室を設け、療養所の一部を代用監獄とすることで同意。同年10月の国立療養所長会議でも恵楓園に刑務所を設置することが提案され賛成7、反対3で採決された。恵楓園の宮崎園長自身は設置に反対したものの、同園の一千床拡張が決定していることもあって引き受けたということが、『癩刑務所ができるまで』で触れてある。しかし、刑務所の管轄をめぐっては、厚生省管轄の療養所内での処遇を求める法務府と、法務府管轄の癩刑務所設置を求める厚生省とで駆け引きが続き、なかなか建設までには進まなかった。

そんな中で2つの刑事事件が刑務所設置構想に弾みをつけた。一つが1950年に栗生楽泉園で入所者同士の乱闘から3人が殺害されるという事件。もう一つは、1950年7月15日に熊本県鹿本郡内で警察官らが刺傷される事件が発生。逮捕された容疑者の一人が恵楓園と星塚敬愛園の入所者で、いずれも園から逃走していたことが判明した。この件を受けて、熊本地検がハンセン病患者の収容施設がないということを理由に拘置を停止して起訴せずに恵楓園に移送、その翌日に園からまた逃走した。その後、再び逮捕されてまた恵楓園に収容されたといういきさつがある。この男性について、熊本地裁は園内に特別法廷を開いて1951年3月2日に懲役3年の判決を言い渡し確定した。この事件については、恵楓園と熊本県衛生部、熊本地検、熊本刑務所が1950年7月18日に協議して、緊急に癩刑務所の設置を要望すべきことで一致した。つまり、ハンセン病患者専用の刑務所設置は、地元自治体である熊本県の要望ということにもなった。さらに、一千床拡張と並んで国立らい研究所の恵楓園への誘致と引き換えという思惑もあって恵楓園への開設に賛成したというニュアンスのことを、当時の熊本県医師会長も務めた参議院議員の谷口弥三郎が1954年4月19日の参院厚生委員会で述べている。

こうした状況を受けて、結局は法務府管轄に決まったが、医療刑務支所より先行する形

で、恵楓園では主に在日の韓国・朝鮮人を対象とした入国管理局の収容所開設が進められていた。在日の患者あるいは朝鮮半島の患者については、光田健輔が、朝鮮戦争の勃発もあって内地に移動してきていると言っている。実際は大量の密入国は事実ではないのだが、1951年の三園長証言でも光田は「今日一番私どもが困ることは、朝鮮の癩患者が昔の浮浪者の変わりをしておって、これが盛んに内地に伝播せしめておる」と主張している。その中で在日入所者は国籍をめぐる身分の不安定化があった。そのような状況の中で、1951年から外国人患者を収容する入国管理施設が設けられた。法務省大村入国収容所が1970年に発行した『大村入国収容所二十年史』によると、「昭和二十六年四月十二日から昭和二十九年八月二十九日までの間、当時熊本刑務所の管理下にあった菊池恵楓園の独立施設の使用許可を得て、らい患者被収容者を収容し、入国管理官を一月乃至六月交代で派遣し警備勤務を実施した」とある。この独立施設というのは県警の留置所である。正式には1953年9月14日に宮崎園長と法務省の鈴木一入国管理局長が会談し、大村収容所菊池分室を設けることで合意した。警備は入国管理局の責任で行われていたが、1954年11月には大村収容所菊池分室は閉鎖されている。その要因は、同年8月29日、分室に収容されていた在日韓国人の男性が放火自殺し、恵楓園側が分室の使用拒否を申し出たためである。

熊本県の関わりだが、釈放者の移送に関しては熊本県衛生部が行っていた。今回、熊本県の方で見つけていただいた書類では「熊本県職員が国鉄を使って各園に護送」という表現をしている。刑期を終えて釈放されながら、社会復帰ではなく、逃走を防止し再び療養所内に強制隔離するという矛盾した施策を表すものである。なぜ、移送を県が担当したのかであるが、医療刑務支所の開設にあたっては出所しても恵楓園には入れない、他の園に移ると約束していた。菊池医療刑務支所については拘置所を兼ねていたので受刑者ばかりが収容されていたのではないのだが、中の収容者の人数が実際の受刑者と未決拘留者の人数と違うという証言があり、それを確認できる資料を探しているが、今のところまだ見つかっていない。数の違いから、いわゆる監禁室代わりに使われていた疑いがある。これについては、引き続き資料を探したい。

菊池医療刑務支所について、法務省がどのような認識を持っていたのかに関しては、神戸親和女子大学図書館で司書をされていた室伏修司さんが書かれた論考「続『らい予防法』を問う」で紹介されている。1977年12月20日改訂版の有斐閣「改定監獄法」での法務省特別顧問の小野清一郎と法務省矯正局参事朝倉京一の注釈にある監獄法開設の中で「ハンセン病は伝染病ではないから、収監後、菊池医療刑務支所に移送する」と書いてある。伝染病ではないのに、ハンセン病患者をなぜ専用の特設刑務所に移送しなければならないのか、全く理屈が通らない法理を2人は展開している。西南学院大学の平井佐和子准教授は刑務支所について、「懲戒検束権、重監房の存在が戦後、憲法違反の疑いを持たれたことに対し、国がつつま合わせのように法治主義の体裁を整えたものだ」と指摘している。私もまったくその通りだと思っている。

今の医療刑務支所の建物については、ここを人権学習と啓発の拠点とすべく、恵楓園入

所者らは 10 万人以上の署名を集めたが、熊本県も刑務支所を開設した当事者である。ぜひ県から国に強い働きかけを行うよう改めて求めたい。

(内田委員長)

ただいまの報告についてご質問がある方は？

(塚本協力員)

66 ページに、「恵楓園には 1951 年から外国人患者を収容する入国管理施設が設けられた」とあるが、恵楓園発行の「恵楓」という雑誌の中に、「1951 年、昭和 26 年 9 月段階」での「韓国人入所者、密入国韓国人、刑務所より移送」として人数が書いてある。それによると、韓国人が男性 61 名、女性 18 名、計 79 名で、密入国韓国人が男 2 名、刑務所より移送 3 名と、この時の数字が出ている。またその説明で、「なお、らい特殊刑務所の建設は本年度の法務府の事業として本園敷地の最南西隅に 7 月に着工し、現在第 1 期の工事として 387 坪の基礎工事中である。これは 45 床の敷地であるが 50 床までは収容可能である。現在の計画では 150 床まで拡張できる」ということが書かれている。

(志村委員)

刑務支所については、一千床拡張と同時に光田健輔から熊本に刑務所を作れと押しつけられたとのこと。先ほど塚本さんがお読みになった文章だが、実際には、現在の第 2 グランドのあたり、当時あそこはお茶畑でそこに作るという計画だった。そこで、自治会は猛反対した。「もしそこに刑務支所を建てるのであれば、われわれは杭にしがみつから、脳天に釘を打て」と言って、園長に対して抗議を行ったという事実がある。

現在残っている医療刑務支所と南側にある第 1 グランド、ここは東官舎の一部だった。かつてはゴルフ施設があり、南側の古い刑務所あたりがティーグラウンドであそこからボールを打って遊んでいたようだ。あそこにはかつて予科練の練習基地のようなものがあって、将校たちがあそこで遊んでいた。自治会としてはそこで認めてほしいというような話があった。

ところで、先ほど泉委員から話があったが、私たちは昭和 30 年（月不明）に 2 回、音楽の慰問のために刑務支所に行った。当時は、器楽部と声楽部とが一緒になって慰問に行っていた。実際には 50 数名の受刑者がいた。その中には 5、6 人だったと思うが女性の囚人も入っていたので、どこからか資料を見つけなければいけない。藤本さんの教誨師であった坂本さんは、「刑務所の中に男と女が一緒にいるのは絶対にあってはならないというふうに教育されている」と言っている。その中にいた人たちは監禁代わりとして入っていたのではないかと思う。そのへんが明らかになると、よりリアルに検証ができてくるのではないだろうか。

それと、泉委員が執筆されたもらい子殺しについて、もう一つ付け加える。私は昭和 23 年に入所したが、同じ部屋になった昭和 7 年入所で入所以前は本妙寺集落に住んでいた方の話によると、子殺しという話ではない。その当時、熊本市内の若旦那たちはお妾さんを持っていた。そこで浮気をして、女性に子どもができ、始末に困ったために、「この子を養

育してくれないか」ということで、当時のお金で 5 円を子どもと一緒に預けたというのが事の真相である。そういったいきさつから、病気をしてもなかなか医者にも連れていけないという事情があった。猟奇的な殺人事件という取り扱いになっているが、実際はそうではなくて、本妙寺集落の人たちは救済をしていたと言えるのではないかと思う。そういったことが報告書に書けるのか書けないのか、ご検討をお願いしたい。

(内田委員長)

菊池医療刑務支所については、法的には 2 点の側面が問題としてあると思う。一面は刑事用の拘禁施設として法的正当性を持つのかという点。もう一面は懲戒検束の受け皿としての運用の仕方が法的に見ていかなものかという点。従来は刑事拘禁施設としての正当性について疑問であるという論考が多かったが、懲戒検束の受け皿としての側面については必ずしも十分に光を当てられていなかったもので、今回のご報告でそこに光が当たったということは非常に大きいという印象を持っている。

(泉委員)

出所者は恵楓園以外に移送したということだが、本当に恵楓園に入ってきた人はいなかったのか。

(志村委員)

熊本に刑務支所を作ることをしぶしぶのんだわけだが、その条件として刑期を終えた人は恵楓園には入れないということでどうかという提案があり、各 13 園がその条件をのんだ。そのため恵楓園には入れないということになった。だから、恵楓園から医療刑務支所に入った人は恵楓園に戻れないということがあった。

(内田委員長)

それでは時間の関係もあるので、次の報告をしたい。

私の方から「無らい県運動と教育—竜田寮事件を中心として—」を報告させていただく。すでになりに詳しい原稿を今委員会に提出したが、報告書にその全部を載せるのは当然無理なので、要約版を作成した。内容はほぼすでに提出した原稿と同じもので、反対派による賛成派の非難について少し資料を使って提出した。次に、逆に賛成派等による反対派の非難を、資料を使って紹介した。この竜田寮通学拒否事件について、メディアがどのような記事を書いたのかも少しピックアップする形で載せている。次に「賛成反対両派と無らい県運動」ということで、一見、賛成派と反対派は対立しているように見えているが、両者とも無らい県運動については支持するという形で、結局はコップの中の争いという側面があったと分析した。また、新たに泉委員から「国籍差別」について、それから「映画『あつい壁』」について原稿をいただいたので、それを入れ込んだ。最後に、賛成派の主張は無らい県運動の枠の中でのものにとどまった。2001 年 5 月 11 日の熊本地裁判決のようなスタンスではなかったといったことを教訓にする必要があるのではないかということで原稿をまとめた。

私には「無らい県運動と教育」というテーマを与えていただいております、人権侵害と

いう側面の部分を書いた。人権教育としてハンセン病についてどのような教育が行われたかを別稿で提出した。

次に、「戦後の無らい県運動」について報告する。これもすでにかなり詳しい原稿を提出したが、報告書に載せるために要約版を作成した。戦前の予防法が戦後の日本国憲法の下でも存続されたということで、この抱える矛盾は非常に大きいものがあった。戦後、新しい予防法が制定された。問題は新予防法制定によって抱える矛盾が解消されたかということで、逆に矛盾が増大した点を書き出しにした。次に戦後の無らい県運動では戦前以上に多様な人が担い手になった。そういう多様な人たちが担い手になったことで、戦前とはまた違った新しい戦後の無らい県運動の様相が出て来た。そのような形でまとめた。

次に法治主義の観点から、無らい県運動はどのような特徴があるのか、それから科学主義の観点から見て無らい県運動はどのような特徴を持っているのかを述べた。むしろ、真の科学主義、真の法治主義からは程遠いものだった。

その次に 88 ページで全患協運動の予防法反対運動、あるいは憲法に基づく運動を紹介した。それが人々によって支持されたか、むしろ人々が無らい県運動に関わる中で孤立無援で闘わざるをえなかったという点を書いた。

次に人権擁護の観点から無らい県運動はどのように見られているかということについて。これもカッコ付きの人権擁護でしかなく、本当の人権擁護にはならなかった。そのこともあって無らい県運動を阻止しえなかった、あるいは無らい県運動に加担する人たちが出て来た。

次に、マスコミが無らい県運動をどのように報道したのか。決して無らい県運動を批判する報道ではなく、無らい県運動を基本的に肯定する立場からの報道でしかなかった。そして、法的パターンリズムということで、入所者の方々、家族の方々の利益のために強制隔離するんですよというような戦後の無らい県運動、あるいは強制隔離政策に付与された新しい論理、口実が、人々を無らい県運動の擁護者や協力者にすることについて非常に大きな役割を果たしたというような形でまとめた。

ご質問がなければ次の報告に移る。「マスコミ」について、本田協力員より報告をお願いする。

(本田協力員)

今回、無らい県運動におけるマスコミの報道を検証するにあたり、各紙の報道を見てみるとかなり膨大な量になるので、今回は熊本日日新聞と前身の九州日日新聞、九州新聞の記事を中心に検証を行った。おそらく他社の報道も似たような傾向だったのではないかと思う。今回、資料収集にあたっては塚本協力員にもずいぶん助けていただいて、この場を借りてお礼を申し上げます。

まず時期については4期に分けた。戦前から終戦までを第Ⅰ期、戦後から1953年らい予防法改正までを第Ⅱ期、らい予防法改正から1996年のらい予防法廃止までを第Ⅲ期、らい予防法廃止から現在までを第Ⅳ期にした。その中で特記すべき事件として、本妙寺事件、

菊池事件、黒髪校事件、宿泊拒否事件の4つの差別事件を詳しく見ていった。

第Ⅰ期については、「数名組んでレプラの脅迫団」とか「白旗押立て脱走」など、ハンセン病患者はトラブルを起こすやっかいな存在として紙面にしばしば登場してきている。その中でも救らい記事はいくつか見られるが、やはり人権的観点からの記事は見当たらない。また、1941年には九州療養所はじめ全国の療養所が国立に移管されるが、その時に「癩患者は積極的に国立療養所を利用せよ」と国に代わって入所を勧めたという記事も見られる。第Ⅰ期の中で特筆すべきは本妙寺事件ということで、「霊地・本妙寺境内の癩患者を一掃す」と事件をセンセーショナルに報道した。その後も「掃討」や「浄化」など、患者を不浄なものとして扱っている。

第Ⅱ期については、恵楓園で一千床拡張工事が行われているが、それについてかなり好意的に報道している。社説の中には「癩を根絶するのはそう困難なことではない。患者をすべて救癩施設に収容しさえすればよいからである」と隔離政策を強力に後押ししたのが分かっている。そんな中で、第Ⅱ期では八代や天草でハンセン病にまつわる悲しい事件も起きている。第Ⅱ期では、特筆すべき事件として、菊池事件を取り上げた。菊池事件については特異な事件ということで、捜査段階の報道はかなり詳しいが、裁判所の法廷に移ると報道は極端に少なくなっていく。それから、らい予防法闘争の際、熊本日日新聞は社説で法案の中身を詳しく紹介して、患者の声を聞いて無理のない法案をつくるべきと国に対し注文をつけている。こういった記事は注目に値するのではないだろうか。

第Ⅲ期では、黒髪校事件が起きている。これについてはかなり詳しい記事で本数もこれまでにないぐらい増えたが、日々の報道のみになってしまっていて、キャンペーンや企画など問題の核心に迫るような記事は見当たらなかった。第Ⅲ期でいうと、啓発記事がかなり増えてきている。70年代、80年代になるとハンセン病の報道は空白の時を迎える。記事の量自体が極端に少なくなり、熊本日日新聞がハンセン病問題と本格的に向き合うようになったのは、やはりらい予防法廃止前後からである。

第Ⅳ期については、ハンセン病国賠訴訟が起きているのでかなり詳しく報道、入所者の声なども取り上げている。こういった報道は控訴断念を勝ち取る世論のうねりを作り出す原動力になったのではないかと分析した。また、黒髪校事件では日々のニュースに終わったということだが、第Ⅳ期に入ると表面的な報道ではなくて、予防法廃止から2年とか5年とかという企画記事も多く、厚みのある記事が増えたのも法廃止後の一つの変化ではないかと見ることができる。このⅣ期の中で特筆すべきは宿泊拒否事件である。最後に私の感想ということでまとめた。

(泉委員)

事件名の表記の件で、黒髪校事件とするべきか、竜田寮事件とするべきか。

(内田委員長)

視点が違うので、両方あっていいと思う。

(塚本協力員)

黒髪校事件については、毎日新聞の記事と比較することができるのではないかと思います。当時の毎日新聞支局長が黒髪校のPTAで、彼は「この問題が起こりましてからはっきりと（通学）賛成の立場を取ってまいりました。それは毎日新聞社の意見ではございません。しかし私が責任を持っております熊本県下の新聞制作につきまして、私はこのようなはっきりとした立場を取って子どもたちに対して啓蒙してきております。それは人間としても、あるいは言論人としても当然やるべきことだと私は今でも疑っておりません」と言っている。実際、本当にそうだったのかは分からないが、毎日新聞はだいぶ恵楓園と仲が良かったようなので、『日本談義』の中に入っている「恵楓園専属歌手」と自称していた毎日新聞社記者についてお話したことがあるが、リデル・ライト養老院を作る際も毎日新聞が桜井知事と組んで募金事業を中心にやっているの、その時だけを比較するのはどうかと思うが、一応参考までに紹介させていただく。

（内田委員長）

1点、私から。最後におまとめいただいたところはその通りだと思うのだが、ハンセン病問題から教訓を得ると考えた時に、医療問題をどのようなスタンスで書くのかというのは非常に大きい問題であると思う。個々の医療過誤訴訟については、一般的な医療問題について、メディアが特集を組まれる時には医師など医学界の人たちに意見を聞くが、患者サイドから特集を組むということはあまりないと思う。現在、世界的には患者の権利を中心とした医療問題を人権問題として捉えている。医学とか医療としても問題ではなく、人権問題として捉えるというのが国際基準である。しかし、日本ではまだまだ医療を医療として取り上げていて、人権問題として取り上げる視点が弱く、メディアでもそれが供用されていない。だから、科学欄に医療問題が載って社会面で人権問題として議論されるということは、ハンセン病は別だが、なかなかない。そういったことで、ハンセン病の教訓は深められていないということが残るのではないかという気がする。これは国の施策とも関連するので、そのあたりも踏み込むかどうか一つの論点としてご検討いただきたいと思う。

それでは次に、「ハンセン病患者・家族の生存権と日本型社会政策」について報告する。福祉界が私の担当ということになっており、その福祉界の一つの側面ということで「生存権と日本型社会政策」を書いた。これもかなり大量なものを選定させていただいて、それを要約したものを報告書の形で改めて提出した。日本の社会福祉は戦前も戦後も世界的に見てかなり様子が違うものだという側面がある。つまり、治安という観点をかなり平癒しているとか、あるいは権利というよりは恩恵といったパターナリズム的観点で捉えられているというのが戦後においても変わっていない。こういったところを一つの切り口にした。それとの関係で先ほど泉委員も触れていらっしやったが、戦前の方面委員、戦後の民生委員は、基本的に権利としての生存権の担い手というよりはパターナリズムとか治安という観点を多分に残している。そういう独特な日本型生存権の担い手、第一線の担い手という形で位置づけられてそのような行動をされた。そのことが無らい県運動に対して方面委員が関わり、戦後、民生委員が強制隔離政策や無らい県運動に関わった一つの背景にあ

る。それから、牧野英一という方は大正の民本主義運動の理論的なオピニオンリーダーで、生存権という概念を生み出した方であるが、この牧野さんの生存権概念が戦後も国によって採用されて、憲法第 25 条プログラム規定説のバックになっている。そういった独特な生存権概念を憲法第 25 条が文字通り規定しているような権利としての生存権に変えていくということが、私たちがハンセン病問題から引き出す教訓ではないか。こういったことをまとめた。

無らい県運動に従事された県のらい専門職員の方々、今回の検証委員会では熊本県の元職員の方からも聞き取りをさせていただき、非常に苦悩に満ちたお話をお聞きした。福祉にたずさわっていて、その方のためにと一生涯懸命やったのだけれども、治安という観点を併用していたりパターンリズムの観点を併用したために、頑張れば頑張るほど人権侵害に結びつくという矛盾の構図を持っている。そこから出てくる苦悩であったりといったものを分析した。

次の「無らい県運動と修身・道徳・人権教育」について、福祉というところではもう 1 本提出している。それは元知事の潮谷さんについての聞き取りである。「福祉の面からこの問題をどのようにご覧になりますか？」など、いろんな形で質問しお答えいただいた。泉委員の原稿の中にも潮谷さんのことが出てくるので、それと関連してこの聞き取り調査は重要ではないかと思う。この聞き取り調査をもって福祉界の一つの側面ということで、報告書の中に載せさせていただければと思っている。この点について、あらためてご意見をうかがいたい。

それから、「無らい県運動と修身・道徳・人権教育」というのは、無らい県運動と教育というもう一つの側面であり、どうして人々が無らい県運動に加担するのかとか、それをおかしいと言えなかったのか。これはやはり人権教育の持っている弱さがあったのではないだろうか。そういう形で、戦前の修身教育、戦後の道徳教育という形で人権教育が展開されるが、この道徳教育が持っている限界を無らい県運動と関連づけながら分析した。こちらでも、あらためて要約版を作り提出した。ここでは、自治体などが行う子どもたちの人権教育のために作られているような人権学習教材の中で、ハンセン病問題や福祉といったものを、どのように記述して教えていращるかについても若干触れた。今でもハンセン病問題の教訓が生かされているような教材にはなっていないということを指摘した。

それでは次に「保健所」について、塚本協力員よりご報告をお願いします。

(塚本協力員)

保健所に直接的に関わる資料がなかったので、衛生行政全般に関する構成にしたかったが、紙幅が足りないため書けることに限界があるので、一応元々の「保健所」というタイトルにした。保護記録については後ほどお話しするが、熊本県の衛生行政の中でらい予防事業がどのように展開していったかについて書いている。その中で特に 1951 年の一千床増床によって、しかも一千床増床の陳情者が蟻田衛生部長本人だったということも関係して、県は戦前とは違いかなり熱心に行うようになったのではないだろうかというのが本稿の中

心である。あとは「菊池野」や「恵楓」など園関係の雑誌の中から当時のところを拾って
いって、入所者の方たちがどのように捉えていたかというのを中心に執筆した。あとは、
事務局をお願いして見つけていただいた「会議録」、特に昭和 26 年の「熊本県らい対策要
綱」を使わせていただいた。また、その中で患者収容に当たっていた西村氏を中心に書い
た。ところが、ものすごい勢いで行われた収容によって、恵楓園内に非常に大きな混乱が
もたらされた。しかし、それについては脱走者が相次いでもその責任を取ろうというところ
はあまりなかった。とにかく、作ったら作っただけで入所させるというふうなところが強く
て、しかも県の主事の話だと、特に天草、当時はまだ橋が架かっていなかったため、当然
出張費がかさむような場合に強制収容をおこなっていたことになる。とにかく、実績を上
げるという形で予防事業が進められていったのではないのだろうかということが、本稿の
中心的な話である。本当はあと 1、2 ページあれば、先ほど内田委員長が「頑張れば頑張る
ほどかえって」とおっしゃったが、やはり末端でやられていた方々は、後になってみたら
直接的な加害者に回ってしまったわけである。たぶんいろんな葛藤があったと思われるし、
家族や患者と面と向かうわけだから大変きつかったと思う。働いていたらそのようなこと
がどこの世界でもある話で、無視したりとかどこか麻痺させないとやっていけないという
ところがある。ただ、そのように麻痺したり無視したりだとかしたことでご本人はなんと
か精神状態を保てるかもしれないが、相手側の当事者、この場合は患者だとか家族だとか、
結局、現場の担当者がそうやって切り替えたなら救われないわけである。もしこの担当者
の方が当時、国際的に強制収容が否定されていたという状況を知った上でこのような仕事に
従事したら気が変になっていたんじゃないか。本当はもう少し現場で働いていた担当者の
ことも書きたかった。じゃないと、この主事の方がいかにも数字や実績を上げるためにや
っていたというイメージだけが残ってしまう。その点を少し心配している。

次に統計資料について。143 ページからの資料は、新しく見つかった保護記録 58 冊を見
ていって表に直したものである。入所年月日は日付まで出してしまうとどなたか特定され
る恐れがあるので、年と月だけにした。名前や明確な日付などは白四角 (□)、判読できな
かったところは黒四角 (■) で表わしている。離婚問題や家族離散の問題、あと患者の家
だからということで商売が成り立たなくなったなどといった、いわゆる家族被害、人生被
害が多々見られる。だいぶん後になってからも、家族に対する強制的な検診や、検診の最
中に入所させたりなどがある。あと、担当者に特に強く見られるのは在日韓国・朝鮮人
に対する相当な蔑視的表現である。片方では健気に頑張っている家族を応援している担当
者がいて、もう一方で在日朝鮮人のことを結構きつく書いており、同じ人間の中にダブル
スタンダード的な視点が見られた。本来ならば、全体的な分析や文章をつけようと思っ
ていた、間に合わなかった。実際この資料をどこまで使うかまだ決まっていない。文章
自体は作る途中である。もし、ここはこうした方がいいのでは？という点があったなら、
読まれた後に指摘をしていただけたらと思う。次に 155 ページからは統計資料である。
この資料は、あくまで県衛生部が作っていた『衛生年鑑』『衛生年報』などから作成して
いるので、

実数や厚生省や療養所、恵楓園が挙げている数字とは異なっているところがあると思う。155 ページは 1952 年から 1956 年までの「らい予防事業成績」である。156 ページは「らい患者移動状況」で、1957 年から名称が変わったりその他いろいろ変わっているが、だいたいこんなふうになっていたという資料になる。157 ページは「らい予防法による生活援護状況」、いわゆる保護記録の実績、実数になる。158 ページが「国立療養所年報」から作った資料で、1950 年の一斉調査、51 年から 52 年にかけての厚生省側の資料になる。特に iv の「一斉検診時治療法別患者数」の中に、熊本県の「売薬」というのが非常に特徴的と思った。159 ページから 160 ページまでが「優生保護法による優生手術件数・人口妊娠中絶実施件数」になっている。昭和 36 年度から手術経費を国が持つのと県が持つのといろいろ変更があった。そこで 160 ページの注を見ていただくと、「第 3 条該当第 3 号該当」から「当事者の同意によるもの／らい」と表現が変わっている。これが、45 年には再び元に戻るといふ変遷があるわけだが、出されている数字としてはこれだけである。159 ページの 38 年度が 50 人と異常に多いので、たぶんこれは他の欄とごっちゃになっているのではないかという気がする。あと、161 ページが「熊本県未収容患者数推移」を様々な資料からあたって見たものである。162 ページから一般会計および特別会計の決算報告書を打ち直したものである。「癩予防費」という形でついたのが昭和 23 年度目からで、これが最初の予算計上である。24 年度は決算書が熊本県立図書館になかったので、県議会の会議録を基に作った。たとえばちょっと面白いのが、162 ページの 25 年度か 26 年度のところを見ていただきたい。相当不用額が出されている。昭和 25 年の明細説明のところに、「不用額が生じたのは患者の収容が少なかったのと予算節約したためである」とあり、計画通りにはいってなかったようである。逆に計画通りにいってなくてあれだけの人数が入ってきたわけだから、その通りになっていたらさらに被害は大きかったと思う。あと 163 ページの昭和 28 年度のところ、ここでもものすごい額の不用額が出て来ているが、明細説明を見てみると、「不用額を生じたのはらい患者の護送件数が予定より少なかったためである」とある。そのために（その事業のために）予算がとってあって、「借料及び損料」にいちばん予算がついて、たぶんこれが列車を貸し切ったりした時の経費ではないのかなと思う。護送件数は少なかったようである。とにかく、結構不用額を出している。私は行政史の専門ではないので、きちんとした分析はできない。一応こういった形で予算が組まれていたということで提出した。

（泉委員）

159 ページと 160 ページの「優生手術件数」は、いわゆるハンセン病患者を対象としたものだろうか。

（塚本協力員）

第 3 条第 3 号といったらそうなる。それが、途中から当事者の同意によるものというものになった。また、それが第 3 条の第 3 号に基づくものである。熊本県がたしか昭和 35 年から家族計画を熱心にやった時期があつて、そういったところでちょっと件数が増えた

と考えてもいいのかもしれない。

(泉委員)

手術を受けた当時の居住地に、郡部だけでなく市部も入っているが。

(塚本協力員)

それは私も以前確認したが、書類の保存期間は 5 年ということで、この資料は残っていません。今度の検証委員会でも待老院のことを調べようと思ったが、待老院でやるわけがない。たとえば園に入所していた方の娘さんが、園に出入りしているうちに園の方と恋愛関係になって妊娠して、それに対して親と園の方から中絶するようにと説得されていたりとかがあったので、そういうわけで市で行われていたのかなど。これは表をそのまま写し取ったとおりである。

(泉委員)

いわゆる市と郡部の区別なのか。

(塚本協力員)

内訳である。市部か郡部である。

(泉委員)

そうすると、市部で行われたのは入所者以外になるが。

(塚本協力員)

おそらく入所者以外だったと思う。もしかしたら入所しない代わりに…とかそんなことがあったのではないかと。ただ、資料がないので何とも言えない。

(志村委員)

これは県の方にお尋ねする。この数字は必ずしも入所者に限らないと思う。この時代になると退所者はほとんどいない。おかしいのは、一時期、ここにある市長がいて自分の親族がここに入っているということだった。そこで家族もワゼクトミーを行った方がいいと勧められた。それがあって、彼は園長と話をし、絶対にそんなことはないからということで、後で結婚して今は家族がいて孫もいる。そういったことで、園の方に相談をしに来たら、そこで優生保護法の対象として手術を勧めたというケースもある。そういったことから見てみたら、国立療養所菊池恵楓園に入所している者とそうでない者というのが、どこかで明らかにされていると思う。菊池恵楓園の方はいろいろ資料を出せと言ってもなかなか出さない。出さないというか、探してもありませんということで来ていた。私たちは必ずしも入所者に限らない、そのようなことがあっていただろうと思っている。そのあたりは県の方でもなかなか出しづらいものがあるかもしれないが、再度この件については検討していただきたい。

(内田委員長)

最後に私の方から「再発防止と人権教育」について報告する。啓発のためのシステムの整備、差別防止のためのシステムの整備という形で担当をいただいております、すでに提出している原稿を要約版という形で若干加筆して提出した。加筆したのは、先般、障害者差別

解消法が制定され差別問題についての正しい理念と、それに対する対応が謳われて、熊本県ではその受け皿というべき条例を作っていたらということなので、その点書き加えておく必要があるかなと思ひ加筆させていただきました。そこで強調したのは、いわゆる社会モデルという考え方である。差別というのは社会側に問題があって、社会側がそれを取り除いていくというのが必要である。このような視点をもっと打ち出していく必要がある。それはハンセン病問題の差別についても同じではないかということをお訴えたいということで加筆した。

次に「優生保護法の制定」について、泉委員よりご報告をお願いします。

(泉委員)

「優生保護法の制定」についてだが、これはまだ未完成原稿である。優生保護法に関しては7月から県医師会に対して資料請求をしている。かなり詳細な資料があるようだが、個人情報であるということで出せない、閲覧もダメということである。優生保護法の指定医は県医師会が決定するのだから、本来は県の方にも資料があったはずだが、例によって廃棄されているので県医師会の方に尋ねた。そもそも恵楓園の中に指定医がいたのか、いたとしたらいつからいたのかというのを疑問に思った。それを確認したい。今の塚本さんの資料によると、ハンセン病患者への優生手術は、恵楓園の中だけではなく外でも行われていた疑いがある。この項は「優生保護法の制定」なので、その成立過程をある程度書いているが、その後の優生手術の実態はどのようなものであったのかがよく分からない。特に優生保護法の制定については谷口弥三郎という参議院議員で県医師会の会長が中心に行っていた。戦前においても国民優生保護法ができる以前の1927年、福田令寿が県医師会の会長だった時代に、対象にハンセン病を入れた断種・妊娠中絶を要望、熊本県の場合は県医師会も積極的に優生保護を進めていた。それが戦後、谷口が中心になって優生保護法が制定となって、ハンセン病患者の断種・墮胎手術が加えられた。ハンセン病医療というのは、医療自体が療養所の中に隔離されていたといわれている。熊本県の場合、開業医である県の医師会もかなり関わって優生政策を進めてきた経緯がある。あるいは、いわゆる断種・墮胎の根拠に「体質遺伝説」があるが、この体質遺伝説は例の骨格標本を作った鈴江懐などは明らかに体質遺伝を目的とした研究をしているし、熊本医科大にできた体質医学研究所も優生手術の思想を設立の目的に入れている。そういう意味では、熊本県の場合は、小松委員も書かれているが、かなりハンセン病医学についてはその療養所の医師だけではなく、開業医あるいは例の科学研究班が関わってきて、隔離政策を支えていた。それが優生保護法の制定の中にも出ているだろうと思う。

(内田委員長)

以上をもちまして、本日いただきました原稿についての報告とする。

今回、まだ原稿をご提出いただけなかった委員の方々、協力員の方々については現在の進捗状況をご報告いただけるとありがたい。遠藤委員、齊藤協力員、お願いします。

(遠藤委員)

私の方はまだ執筆が進んでいないが、11月12月に精力的に執筆したい。

(齊藤協力員)

私の担当の「宗教界の役割」については、小松委員から九州 MTL の詳細な資料が報告されている。そうした事実関係については小松委員にお任せしたい。私からは、もう少し内在的というか、「宗教」に関わる者とハンセン病問題との関わりという観点で執筆したい。

(内田委員長)

国宗協力員は本日欠席であるのが、事務局の方で進捗状況の確認をお願いする。

次に議題にはないが、今後のスケジュールについて確認をしたい。前回の委員会において年度内に報告書を取りまとめることが決定し、現在、検証作業を進めていただいている。今後の編集作業は委員長が各執筆者と個別に連絡を取るという形で（内容を）詰めさせていただければと思っている。編集にあたっては、何名かの委員あるいは協力員に編集のご協力をお願いしたい。報告書原稿の最終確認を行う検証委員会までに全体で集まるということではなく、個別に折衝させていただく。あるいは編集のために何人かで議論させていただく方が作業を進める上で適切かと思う。この点、よろしいだろうか。

(委員・協力員)

了解。

(内田委員長)

最後に、報告書の体裁ルールについて確認したい。これまでの委員会とは全体のページ数やフォントについて確認していただいたが、細部については未確認の点があるので、その点については私と事務局の方である程度原案を作らせていただき、メール等でご意見を頂戴するというので、特にご異論がなければ、それを原則という形で報告書をまとめる。若干いただいた原稿に修正が必要であれば、執筆者の方の同意をいただいた上で細部の記述の修正をお願いするという形で作業を進める。

先ほど各ご報告をいただいたが、委員、協力員の格別なご尽力で、これまでの同種の報告書に比べて格段の水準であると自負している。ご協力、ご尽力に心から感謝申し上げます。今後とも引き続きよろしく願います。

議題については以上である。

(中島審議員)

以上で本日の第7回熊本県無らい県運動検証委員会を終了する。